

承認第 2 号

日出町国民健康保険税条例の一部改正について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 6 年 2 月 26 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

1 専決事項

日出町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

2 専決年月日

令和 5 年 12 月 28 日

日出町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日出町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 5 年 12 月 28 日

日出町長 本 田 博 文

日出町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 1 2 月 2 8 日

日出町長 本 田 博 文

日出町条例第 3 3 号

日出町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日出町国民健康保険税条例（昭和 3 5 年日出町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 4 条の 3 を第 2 4 条の 4 とし、第 2 4 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（出産被保険者に係る届出）

第 2 4 条の 3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を町長に提出しなければならない。

- （1） 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- （2） 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- （3） 出産の予定日
- （4） 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- （5） その他町長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

- （1） 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- （2） 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
- （3） 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当

該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、町長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。